

令和7年度

第7回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和7年10月14日

湯沢市農業委員会

第7回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和7年10月14日(火) 午前9時30分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午前9時40分

閉会 午前10時03分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	福嶋 富子	13番	加藤 エリ子
2番	佐々木 昇	14番	佐藤 栄子
3番	伊藤 秀郎	15番	高橋 郁夫
4番	川崎 秀悦	16番	高橋 忠雄
5番	水戸 義昭	18番	高橋 敬悦 (会長職務代理者)
6番	姉崎 与志弘	19番	高橋 伸太郎 (会長)
7番	佐藤 昇		
8番	加藤 艶子		
9番	由利 幸悦		
10番	瀬川 等		

2) 欠席した委員

11番	麻生 良子	17番	宮原 正明
12番	杳澤 弥		

3) 遅刻した委員

なし

19名中16名出席
(午前9時40分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	新山 栄泰
班長	高山 善樹
主幹	柴田 麻紀

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

- ・ 報告第6号 第2専門委員会第2回会議の報告について
- ・ 報告第7号 第10回運営委員会の報告について
- ・ 農地法に基づく届出等の報告
 - (1) 賃貸借契約合意解約
 - (2) 使用貸借契約合意解約
 - (3) 申請許可状況

3 議 案

議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第23号 農用地利用集積等促進計画策定の要請について

議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長	<p style="text-align: center;">議 事</p> <p>開会宣言 午前9時40分 委員総数19名中、ただいまの出席委員は16名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>なお、本日欠席届を提出されている委員の方は、11番 麻生 良子 委員、12番 杓澤 弥 委員、17番 宮原 正明 委員 であります。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、4番 川崎 秀悦 委員、5番 水戸 義昭 委員 の両名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告3件、議案3件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。</p> <p>冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に挙手による採決を行います。</p> <p>また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願いいたします。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願いいたします。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">(新山事務局長、挙手)</p> <p>新山事務局長。</p> <p style="text-align: center;">(会務報告、朗読説明)</p>
議 長	<p>会務報告の内容について、ご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。</p> <p>次に、報告第6号 第2専門委員会第2回会議の報告をお願いします。</p>

議 長	<p>(7番 佐藤 昇 委員、挙手) 7番 佐藤 昇 委員。</p> <p>(第2専門委員会第2回会議報告、朗読説明)</p>
議 長	<p>報告第6号 第2専門委員会第2回会議の報告について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。 次に、報告第7号 第10回運営委員会の報告をお願いします。</p>
議 長	<p>(18番 高橋 敬悦 職務代理者挙手、挙手) 18番 高橋 敬悦 職務代理者。</p> <p>(第10回運営委員会報告、朗読説明)</p>
議 長	<p>報告第7号 第10回運営委員会の報告について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。 次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。</p>
議 長	<p>(高山班長、挙手) 高山班長。</p>
高山班長	<p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。 議案書2ページをご覧ください。1 賃貸借契約合意解約通知は3件で、面積は19,809㎡であります。解約事由は、貸人の都合によるものが2件、借人の都合によるものが1件であります。 次に、2 使用貸借契約合意解約通知は1件で、面積は6.63㎡であります。解約事由は、貸人の都合によるものが1件であります。 次に、3 申請許可状況であります。先月の転用案件は2件で、5条所有権移転 申請番号 第4号 は、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問し許可相当の答申を受け、9月25日付けで許可し、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問の必要がなかった5条所有権移転申請番号 第5号 は、9月9日付けで許可しております。報告は以上です。</p>

議 長	<p>只今の報告内容について、ご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、ご了承願います。</p> <p>次に、議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。</p> <p>(高山班長、挙手)</p>
議 長	<p>高山班長。</p>
高山班長	<p>議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和7年10月14日提出。</p> <p>議案書4ページをご覧ください。使用貸借権設定は2件で、面積は7,702㎡であります。申請事由は、申請番号第6号、第7号ともに基盤法からの切替のためであります。</p> <p>次に、議案書5ページから9ページをご覧ください。賃貸借権設定は16件で、面積は72,297㎡であります。申請事由は、申請番号第22号から第34号までと、第36号は基盤法からの切替のため、第35号、第37号は農地中間管理事業からの切替のためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。</p> <p>次に、議案書10ページから12ページをご覧ください。所有権移転は9件で、面積10,838㎡であります。申請事由は、申請番号第28号、第29号、第30号、第31号、第35号、第36号は経営縮小のため、第32号、第33号は相手方の要望のため、第34号は農業廃止のためであります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第22号「農地法3条の規定による許可申請について」申請のとおり許可することに決定いたします。</p>

議長	次に、議案第23号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」を議題とします。 案件について事務局より説明をお願いします。
議長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案第23号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することの可否について、決定を要す。令和7年10月14日提出。 議案書14ページから15ページをご覧ください。農地中間管理事業 促進計画案(転貸人へ)は、賃貸借権の新規設定が5件で、面積は28,023㎡であります。促進計画案(転借人へ)は、賃貸借権の新規設定が2件で、面積は28,023㎡であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。 議案書16ページから17ページをご覧ください。農地売買等事業は4件で、面積は31,045㎡であります。申請事由は整理番号 第6号、第7号は農業廃止のため、農地売買等支援事業による公社買入れ、第8号、第9号は農地売買等支援事業による認定農業者等への公社売渡しであります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。 県の公告は令和7年11月28日となっております。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。 (質問なしの声あり)
議長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	全員挙手。議案第23号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」、原案のとおり農地中間管理機構に対し要請することに決定します。 次に、議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
議長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請について」、1 農地法

第5条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第3項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2 農地法第5条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和7年10月14日提出。

5条 賃貸借権設定 申請番号第2号について説明させていただきます。議案書19ページ、議案付属資料28ページから38ページをご覧ください。

申請地は、湯沢市■■■■■、地目は田、面積は■■■■■㎡であります。

申請内容は、申請地を借り受けて骨材の陸砂利（原石）を採取するための一時転用であります。

申請地は、市立山田中学校から■■■■■km、市立湯沢西小学校から■■■■■kmに位置し、東側及び西側は水路、南側は田、北側は道路に隣接しており、農地区分は農用地区域内農地であります。

事業計画は、深さ■■■m、■■■■■㎡を掘削し、陸砂利■■■■■㎡を採取するものです。事業費は、用地借上経費■■■■■円、造成・整地費■■■■■円、施設・建物建設経費■■■■■円、測量・登記経費■■■■■円、搬入費等諸経費■■■■■円、合計■■■■■円で、資金計画は全額自己資金となっております。残高証明書で確認しております。

被害防除計画については、掘削する土地の周りに高さ1.6mの防護柵を設けて事故がないよう努めるとともに、採取した砂利の運搬によって発生する粉じんを抑えるために適度な散水を行うこととしております。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理し、復元工事は期間内に行うこととしており、復元資金についても自己資金となっております。

この他、市建設課に採取計画認可申請を行い、認可される見込みであります。また、申請地については、耕作者からの一時転用の同意と、一部で農地中間管理事業を利用しており秋田県農業公社からの一時転用の同意を得ております。

参考として、令和■■■年■■■月■■■日付け【指令湯農委-■■■■■】及び、令和■■■年■■■月■■■日付け【指令湯農委-■■■■■】で、すでに許可している陸砂利採取のための一時転用については、令和7年9月26日付けで事業完了の状況報告書が提出されており、また、令和■■■年■■■月■■■日付け【指令湯農委-■■■■■】及び、令和■■■年■■■月■■■日付け【指令湯農委-■■■■■】で、すでに許可している陸砂利採取のための一時転用については、事業開始3ヶ月後の状況報告書が提出されており、その後も、特に問題なく事業が進んでいることを申請人（賃借人）より確認しております。


許可判断として、砂利採取のための一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成には影響もなく、当該農地を供することが必要であると認められることから、不許可の例外である農地法施行令第11条第1項第1号に該当するものと考えます。説明は以上です。

議 長	<p>ここで、現地確認結果の報告であります。現地確認を行った 11番 麻生 良子 委員 と 12番 沓澤 弥 委員 の両委員ともに、本日は急に欠席となってしまったことから、事務局で現地確認に同行した高山班長から報告願います。</p>
議 長	<p>(高山班長、挙手) 高山班長。</p>
高山班長	<p>議案第24号の現地確認につきましては、9月29日、11番 麻生 良子 委員、12番 沓澤 弥 委員 と 事務局から同行した私を含めた3名で現地確認を行ってまいりました。</p> <p>申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、砂利採取のための一時転用であり、転用にあたっては特に問題がないものと見てきたところであり、麻生委員からも同様の報告を行う予定であると伺っておりますことを申し添えし、私が代わって報告させていただきます。報告は以上です。</p>
議 長	<p>説明及び報告が終わりました。議案第24号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>
議 長 議 長	<p>暫時休憩します。(午前10時00分) 再開します。(午前10時02分)</p>
議 長	<p>何かご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、議案第24号について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第24号の農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。</p>
議 長	<p>これもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。 (午前10時03分終了)</p>

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和7年10月14日

議長 高橋伸太郎 

署名委員 4番 川崎秀悦 

署名委員 5番 水戸義昭 